

令和6年関川村議会1月（第1回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和6年1月24日（水曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 委員長報告
 - 第 4 議案第 1号 令和4年8月3日から的大雨による災害に係る関川村農地及び農業用施設
災害復旧事業の分担金徴収条例の制定について
 - 第 5 議案第 2号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第 3号 関川村基金条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第 4号 内須川地区地域防災がけ崩れ対策工事変更請負契約の締結について
 - 第 8 議案第 5号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第8号）
 - 第 9 発委案第1号 議会改革特別委員会の設置に関する決議の提出について
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 委員長報告
 - 第 4 議案第 1号 令和4年8月3日から的大雨による災害に係る関川村農地及び農業用施設
災害復旧事業の分担金徴収条例の制定について
 - 第 5 議案第 2号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第 3号 関川村基金条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第 4号 内須川地区地域防災がけ崩れ対策工事変更請負契約の締結について
 - 第 8 議案第 5号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第8号）
 - 第 9 発委案第1号 議会改革特別委員会の設置に関する決議の提出について
-

○出席議員（10名）

1番	小 澤 仁 君	2番	加 藤 つや子 君
3番	川 崎 哲也 君	4番	近 敬志 君
5番	近 壽太郎 君	6番	加 藤 和泰 君
7番	高 橋 正之 君	8番	菅 原 修 君

9番 平 田 広 君 10番 鈴 木 紀 夫 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	角 幸 治 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	野 本 誠 君
住 民 税 務 課 長	田 村 清 洋 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 浩 一 君
農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
建 設 課 長	河 内 信 幸 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	熊 谷 吉 則
議 会 事 務 局 副 主 幹	小 池 由 美 子

午前10時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

本会議を開会する前に、理事者より議案の差替えの申出がありました。

議事日程第6、議案第3号 関川村基金条例の一部を改正する条例について、お手元に配付の議案と差替えをお願いします。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和6年関川村議会1月（第1回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、近 壽太郎さん、6番、加藤和泰さんを指名します。

日程第2、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年11月分、12月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、委員長報告を行います。

広報常任委員長から報告を求めます。委員長、加藤つや子さん。

○広報常任委員長（加藤つや子君）

広報常任委員会調査報告書

標記の委員会を下記のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 視察を行った日 令和6年1月17日 水曜日

2 参 加 者

委員長 加藤つや子

委 員 川崎哲也、近 敬志、近 壽太郎、加藤和泰、鈴木紀夫

議会事務局 1名

3 視察地及び調査事項

聖籠町議会における議会だより編集及び広報広聴常任委員会の取組

4 調 査 概 要

関川村議会広報常任委員会では、年に4回議会だよりを発行しています。議会だよりは、議会での審議内容や議会活動を村民に広く知ってもらう広報紙です。

関川村議会の活動に関心を持ってもらえるようさらなる工夫を図るため、町村議会だよりの先進地である聖籠町議会の広報紙の編集の流れ、方法、委員会の取組等を調査するものです。

5 ま と め

聖籠町議会では、議会だよりを作成するに当たり、目的や編集方針を明確にすること、住民目線であることが重要視されていました。

委員は「記者ハンドブック」を活用し、全員が共通のルールで編集を行い、文章の見出しや写真等にも工夫されているため、簡潔で分かりやすく見やすい広報紙でした。また、「議会公報発行マニュアル」が作成されているため、新たな取組や委員交代の引継ぎもスムーズに行われていました。

今後は、多くの村民に「手に取って読んでもらえる」議会だよりを目指します。

以 上

令和6年1月24日

関川村広報常任委員会

委員長 加 藤 つや子

関川村議会議長 小 澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

日程第4、議案第1号 令和4年8月3日からの大雨による災害に係る関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収条例の制定について

○議長（小澤 仁君） 日程第4、議案第1号 令和4年8月3日からの大雨による災害に係る関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 本日は、臨時会議をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年、新年早々から能登半島を震源とする大きな地震が発生し、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々には改めてお悔やみを申し上げますとともに、被災され、そして、なお今厳しい生活を迎えておられる方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。この地震では、新潟県内でも多くの被害が発生をしております。県や市町村を構成メンバーとするチームにいがたでは、新潟市の家屋被害調査の支援を行っているところであり、村からも職員を派遣したところでございます。一日も早く平常の生活に戻れることをお祈りいたしたいと思っております。

さて、最初にお諮りいたします議案第1号は、令和4年8月3日からの大雨による災害に係る関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収条例の制定についてでございます。

具体的な内容につきまして、農林課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） それでは、議案第1号 令和4年8月3日からの大雨による災害に係る関川村農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金条例の制定についてご説明いたします。

このたび上程いたしました条例につきましては、令和4年8月の豪雨で被災した農地、農業用施設の受益者の分担金について定めるものでございます。

内容といたしましては、分担金の徴収を第2条で、当該事業の施行によって利益を受ける農地の耕作者または所有者、農業用施設を管理する団体の代表者または受益者の代表者等から徴収するとしてあります。

第3条第1項前段では、不特定多数の者が利用し受益者の特定ができない事業として、主に農道を想定し、負担をいただかないということとしております。

また、同じく第3条第1項後段では、災害復旧事業費から国または県から受けた補助金を除いた額に100分の20を乗じて得た額とする。なお、村単独事業についても同様とするとし、補助事業として取り組む災害復旧事業のほか、村の単独事業で行う災害復旧事業についても補助事業と同様の負担率として定めるものでございます。

また、この条例の適用を発災日からとするため、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和4年8月3日から適用するとしております。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田です。

今回のこの条例、去年の災害の関係だけですけれども、一般の災害よりも条件は確かにいいですけれども、ふだん、平年ですと私は60%の補助だと思っただけけれども、50%だということなんですが、それに比べれば当然いいんですけれども、ただ、激甚災害に引っかけたところもずっとぐっと安いんですね、たしか。農地の場合で0.4%、施設の場合で0.014ですか、ぐっと安いんですけれども。農地でも100万円の工事かかっても4,000円で済む。これだと100万かかれば20万出さないと、個人負担が結構大きいんですけれども、それらについての整合性をどのように考えているのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 今、補助事業と単独事業の差についての話だったかと思うんですけれども、よろしかったでしょうか。補助事業について、ご説明をさせていただいたとおり、第3条の後段のところ、村単独事業についても補助事業と同等の負担率という形でのご説明をさせていただいたところです。

○議長（小澤 仁君） いや、そうじゃなくて、激甚との差があるところに関してはどのように考えているのかという質問だった。

○農林課長（富樫吉栄君） 今回は激甚指定ということになりましたので、財源的にも地方債とかの充当もできますし、そういった形での負担もありますので、受益者負担についてはかなりお安くっております。それで、今回の農地の国補助を受けるもの、単独も同じになりますけれども、実質で受益者としては0.42%、事業費の0.42%になりますし、施設の方については0.04%という形での負担になります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 国の補助が、0.4%と0.04%分かりましたけれども、要は、100万円かかっても激甚災であれば農地で4,000円ですよ、個人負担が。施設によって0.04%になれば400円で100万円の工事ができるわけなんですけれども、どうも村内の皆さんのお話聞くと、激甚災害に漏れ落ちたと皆さん言うんですけれども、そうではないですか。激甚災害に出せば、激甚災害は取れないんですか。その辺はいかがですか。見落としで。

○議長（小澤 仁君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 激甚災害の対象にしなかったというか、村の単独事業としてやったもの

も、その査定のときにいろいろ聞き取りもしてやってきたわけなんですけれども、十分にそこを全部拾い上げられたかどうかというところもございますけれども、完全に村の単独事業についても同じ負担率という形で対応させていただき実施をしていこうというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 先般12月に出てきた114件の災害についても、それは全部村の見落としではないんですね。

○議長（小澤 仁君） いいですか、答弁で。答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） それについては、補助災害に該当しなかったものが単独災害という形で実施しております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 私、村内の人から聞いた話によれば、見落としだったと、何でこれ災害に引っかけなかったんだらうというような話ししているということ聞いたんですけれども、下関の方も田んぼの沢田みたいなことなんかしないけれども、それでも何でこれ災害に引っかけないんだというようなことで、集落の人、その関係者が集まって役場の説明を受けたというふうに聞いたんですけれども、そんなの駄目だと、関川村長というような話があったというようなこと聞いたんですけれども、それを拾うために今回こんなことが出てきたのかなというふうに感じているんですけれども、そうではないですか、いかがですか。

○議長（小澤 仁君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） そういった意味での制定ではございませんで、あくまでも補助災と単独災など、補助負担の乖離があまりにも大きくなるものですから、そちらを緩和するために同じ負担率という形で制定するものでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） もう一点聞きますが、この災害の起債、災害に遭ったところは災害の起債しか取れないわけです。それをその他の例えば起債でもっていくということはできないわけなんですけれども、今回のこの起債の関係は何%ぐらい、8割ですか。補助事業であれば、補助率は今回激甚災になったんで90%、残りの10%を起債に行くわけですね。それもやっぱり80%ですか。90だと思ったんですけども、80%なんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） まず、補助災の方の補助率と受益者負担についていま一度ご説明をさせていただきたいと思いますが、農地の国の補助率は、補助率増高申請をいたしまして97.9%という形になっております。この97.9%の補助残の2割を受益者負担として、補助残の8割は村の方で負担するという形になっております。施設のほうの補助率でございますが、国の補助率が99.8%で

ざいます。同じく補助残の2割について受益者負担をいただくという形になっております。

○議長（小澤 仁君） 今、起債の話聞いたんでしょう。起債の話です。

○農林課長（富樫吉栄君） 起債の充当率につきましては、小災害復旧事業債というものと一般単独事業債というものがございまして、小災害復旧事業債につきましては、激甚指定で、農地の方が74%ですね、農業用施設の方が80%となっております。一般単独災害復旧事業債については、農業用施設の方が65%ということで聞いております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第5、議案第2号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第2号は、関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、国の方で法律改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

詳細について、住民税務課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） それでは、議案第2号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは、戸籍法の一部を改正する法律の附則第1条第5号が令和6年3月1日から施行されることに伴いまして、関川村手数料に関する条例を改正するものでございます。

まず、今回の戸籍法の施行される内容につきまして説明させていただきたいと思います。

1つ目としましては、戸籍謄本や除籍謄本の交付、今までですと、その本籍地の市町村から交付を受けるということでございましたが、今回の改正により、本籍地以外の市町村でも受け取ることができるということに改正されるという形になっております。広域交付という形で交付されます。

2つ目でございます。これは、システムの整備の都合上から実質的な運用は来年度の令和6年度3月ぐらいを目途に実行されるものではございますが、新たに戸籍や除籍の電子証明書提供用識別符号というものが発行されるようになります。これは、戸籍謄本の代わりとして提出する効力を持つ識別符号でございます。具体的な利便性といたしましては、今まで本籍地ではない他の市町村のところで様々な申請をした場合、戸籍謄本を添付するよう求められることがあったかと思われま。その申請について各市町村でそれぞれ添付しなければいけない、その申請ごとに戸籍謄本、除籍謄本を添付しなければいけなかったんですが、この識別符号を受けることによって、識別符号を1枚もらえば、何回でも戸籍謄本の代わりとして提出することができるというものでございます。ただし、有効期限が3か月でございますので、その間に限られるものではございます。そういう形で手続の簡略化、簡素化を図るものでございます。

3つ目といたしましては、電子化された届出書の情報、電子化された届出書等情報と呼ばれるものが、証明書として受け取ったり、閲覧したりできるというものの改正でございます。なお、電子化された届出書等情報とはということなんですけれども、婚姻届ですとか、死亡届のものを、A3の大きさに読み取ったスキャナー映像画像というものを保存して、それを証明書として発行したり、閲覧したりできるというような形になるものでございます。

これらを踏まえて、関川村の手数料に関する条例が改正されるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まずは、別表の第1号と次ページにあります第3号につきましては、広域交付の規定が追加されるとともに、「磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」というふうに記載されているものが「戸籍証明書」、「除籍証明書」という名前に表記を変えるというものでございます。

続きまして、第2号と第6号につきましては、電子証明書提供用識別符号の発行の手数料につい

ての規定を新たに加えるものでございます。戸籍であれば400円、除籍であれば700円というふうな規定でございます。

第7号と第8号につきましては、電子化された届出書等情報の証明書の交付手数料と閲覧手数料を規定したものでございます。

これらの号の追加に伴いまして、各号の部分のずれを直したものの改正となっております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、戸籍電子証明書提供用識別符号、これは、ちょっと単純なことですみませんけれども、何かこう電子ということは、例えば、スマートフォンとかに送付できるとか、そういうことなんですか、ではないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 今の質問について回答させていただきます。

識別符号につきましてはですが、電子で発行されるものではなく、紙で発行されるものでございます。具体的なものとしては、16桁の数字が付与されまして、その番号で戸籍謄本の検索をできるというまいしょうか、他の市町村でもその戸籍書を取得することができるということになりまして、それを取得した時点でその識別符号は申請者にお返しするという形になります。なので、何回でも3か月の間であれば申請の添付として出せるという形になるものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。ということは、何桁かのその数字を受け取って、3か月間有効という中で、必要な場合、戸籍謄本なりを何回か使えるという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） ご質問のとおり、戸籍謄本、除籍謄本につきましては、何回でも提出できるということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

先ほどの説明で、改正する法律が施行されるのが6年度3月というような言い方されましたけれども、6年3月ではなくて6年度3月ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 今の質問についてお答えいたします。

法律として施行されるのは、令和6年3月1日からでございます。

電子証明書符号の部分につきましては、システムの整備がまだ整いませんので、6年度の末、3月を目途に進めているというところの説明でございました。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） では、除籍電子証明書というのは、来年の3月くらいからしか実際には使えないということなんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 除籍の電子証明書につきましては、この3月1日から執行されるということで、交付できるという体制でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それは、必要なところというと警察署だとか行政の役所だと思うんですけども、全部連携しないとできないわけなんですけど、それ実際できるのが何月くらいから、いつ頃からできるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 除籍証明書につきましては、この3月1日から執行されますので、3月1日から発行できるというふうに聞いております。すみません、令和6年の3月1日から受けられるというふうに聞いております。

符号につきましては来年度の末ということでございます。失礼しました。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号 関川村基金条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第6、議案第3号 関川村基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第3号は、関川村基金条例の一部を改正する条例についてです。

具体的な内容について、総務課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 総務課長。

○総務課長(野本 誠君) それでは説明させていただきます。

このたび差替えをお願いいたしましたけれども、この改正は文言の追加でございまして、そのこと自体に誤りはなかったんですが、改正の仕方に誤りがありまして差替えをお願いしたところでございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

積立基金の種類が幾つか書いてありまして、2ページ目をご覧いただきたいと思います。

2ページ目の左側でいうと、上から3つ目にむらづくり総合対策基金というのがあります。そして表の右側、一番右側のほうには基金の使い道、用途が書いてございます。ここに、7番目といたしまして「村有財産の解体撤去に要する経費の財源」を加えるというものでございます。

村有財産の老朽化した施設、幾つかございますけれども、施設を解体するとなりますと多額の経費を必要になるということでありまして、建物を解体して新たに建物を建てるという場合には、条件が合えば過疎債も認められるのですが、解体だけですと交付税算入のある有利な起債というのはいりません。よって、一般財源を準備する必要があります。つきましては、今後にも備えまして基金の活用をさせていただきたいということでの文言の追加でございまして。

説明は以上です。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木さん。

○10番(鈴木紀夫君) 10番、鈴木です。

基金となると、事業目的がはっきり目的があつてということの説明ですけれども、具体的に今現在ここに改正するというのは、何か予定している物件はあるんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 今現在、この施設を解体撤去するというものはございません。

ただ、議員もご存じのとおり、村内、目的を終えた施設、老朽化施設、幾つかございまして、それを再利用というのをまず最初考えているわけですが、どうしてもなく解体というのも今後十分考えられるわけでございます。そのための財源として今から確保しておきたいという意味でございます。

なお、今、予算編成の真ただ中でございまして、新年度予算に向けて、もし仮に撤去する施設が出てきた場合には、予算審議の中でご説明を申し上げたいというふうに思います。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 加藤です。

今ほどの質問と少しかぶるところもあるんですが、村有財産の中で、災害時の避難所になっている旧学校関係もこれに該当するかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 仮に撤去することになれば、この財源というのも使えるようになると思いますが、現実的には、旧小学校などは避難所の関係がありますので、すぐさま壊すという状況にはないというふうに思いますが、繰り返しですけれども、財源的にはこれも対象になるということになります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号 内須川地区地域防災がけ崩れ対策工事変更請負契約の締結について

○議長（小澤 仁君） 日程第7、議案第4号 内須川地区地域防災がけ崩れ対策工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第4号は、内須川地区地域防災がけ崩れ対策工事変更請負契約の締結についてでございます。

既に変更仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約を締結するものでございます。

詳細につきまして、総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは説明させていただきます。

工事名ですけれども、地がけ第1号、内須川地区地域防災がけ崩れ対策工事であります。

請負金額です。変更前が6,380万円。今回は減額ということであります。178万3,100円を減額いたしまして、変更後の請負金額が6,201万6,900円であります。

変更の主な理由でございますけれども、残土の処分の関係でありまして、村外に搬出する設計予定となっておりますが、村内の村有地への処分調整ができたために減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号 令和5年度関川村一般会計補正予算(第8号)

○議長(小澤 仁君) 日程第8、議案第5号 令和5年度関川村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第5号は、令和5年度関川村一般会計補正予算(第8号)でございます。

これは、価格高騰緊急支援給付金や除雪対策経費など、必要な事業費の補正を行うものでございます。

詳細は、総務課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 総務課長。

○総務課長(野本 誠君) それでは、一般会計補正予算(第8号)を説明させていただきます。

予算総額に8,430万円を追加いたしまして、予算総額59億4,950万円とするというものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出から説明させていただきます。

1 款議会費 1 項議会費、交際費に不足があるということで3万円の追加でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費、交通機関対策費として懸垂幕の製作委託料10万円、米坂線の早期復旧の機運を高めるために役場に懸垂幕を掲げるということでの委託料でございます。それから、補助金が生活交通確保対策運行費補助金380万円、新潟交通観光バス株式会社への補助でございます。

11ページです。

3 項戸籍住民基本台帳費、システム改修で246万4,000円、法律の改正に対応するものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費です。18節に補助金として価格高騰緊急支援給付金2,270万円であります。これは国の事業でございますけれども、対象者を申し上げます。住民税の均等割のみの世帯、これ10万円の支給で対象は200世帯であります。それから、住民税均等割のみの世帯で子供さん1人につき5万円、これは25人が対象となります。それと、住民税非課税世帯で子供さん5万円ずつ、29人に支給するというところでございます。事務費も計上してございます。印刷製本で2万7,000円、役務費5万9,000円、システム改修で165万円でございます。

7 款土木費 2 項道路橋りょう費です。需用費、光熱水費1,000万円、消雪パイプの電気料でありま

す。修繕料が2,250万円、除雪車、消雪施設などの修繕であります。委託料は除雪作業等委託料で2,000万円です。原材料費18万円、道路補修材などあります。

10款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費です。還付金及び還付加算金として79万円です。議案第1号で分担金の条例がございましたけれども、この関係でありますけれども、分担金を既に納めていただいたのがありますが、今回の条例によりまして還付が必要になるものがございます。その歳出還付分でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

歳入です。

10款地方交付税です。普通地方交付税で3,761万1,000円。

14款国庫支出金、国庫補助金ですけれども、社会保障・税番号制度システム整備交付金246万4,000円、戸籍情報システム改修の関係で10分の10の補助率であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、価格高騰緊急支援給付金との関係であります。2,393万6,000円です。

次のページで、15款県支出金、県補助金です。かん水用機械等整備対策事業県補助金2万8,000円、このたびの補正で歳出はございませんでしたけれども、令和5年の夏の渇水対策に対する補助でありまして、村が行った事業費5万7,000円に対して2分の1の県が補助するというものでございます。

19款繰越金は、前年度繰越金で2,026万1,000円です。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

10ページお願いします。

2款総務費7目地域振興費、説明の生活交通確保対策運行費補助金、新潟交通観光バスへの補助金というお話でした。ちょっと詳細をお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（角 幸治君） 生活交通確保対策運行費補助金についてでございますけれども、この内容については、燃油代、車両の修繕費や更新代、それぞれ物価高騰によって増額になったため費用が増えて、結果して赤字額が増えたということで、その不足分を補填するものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

12ページ、土木費2目道路橋りょう維持費のところの道路除雪対策費、その修繕料のところ、11月のたしか臨時会議のときに工事箇所を限定しないで600万計上したと思いますけれども、それとは違って、今回はこれ機械ということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 今回の補正に係るものについては、除雪機械の修繕料になります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） これ新しく買うということですか。じゃなくて、修繕ですから、もうほぼ2,200万になるんですけれども、かなり高額なんですけれども、どういった修理でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 除雪機の修繕の方なんですけれども、部品の方が高騰をしております、今後除雪、まだ2月、3月も行うわけですので、例年要している費用にプラスをして計上させていただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 同じく道路橋りょう費のところの12節の説明10の道路除雪対策費、これも2,000万、作業委託料ということなんですけれども、今回非常に少雪だとは思うんですけれども、その中でこれだけ必要になってくるというのはどういった要因なんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 除雪の委託料そのものは、確かに議員がおっしゃるとおり、12月、11月分については、特に12月については昨年と比べますと2分の1ぐらいになっているんですけれども、実際稼働しなくても待機補償料というものが出てまいりますし、2月、3月については一応平年並みの降雪があるという長期予報になってございますので、それを加味しまして、なお不足する分ということで計上させていただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田 広です。

私も12ページの除雪の関係でお聞きしたいんですけれども、今年は割と穏やかな天気が続いていますけれども、今日、明日、あさってはちょっと雪降るといような予報ですが、当初予算で除雪費5,000万、修繕費5,000万と消雪パイプの関係では電気料が2,100万当初予算に上がっていますけれども、それはもう間に合わず、使い切ってしまうようなものなのか。修繕料は除雪する前に機械関係みんな修繕しなきゃいけないので金はかかると思うけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 当初予算に計上している金額と比較しますと、実際必要だということで精査して、先の分も見越して、やはり不足するということで計上させていただきます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、発委案第1号 議会改革特別委員会の設置に関する決議の提出について

○議長（小澤 仁君） 日程第9、発委案第1号 議会改革特別委員会の設置に関する決議の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員長、近 壽太郎さん。

○議会運営委員長（近 壽太郎君）

発委案第1号

議会改革特別委員会の設置に関する決議の提出について

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和6年1月24日

提出者 関川村議会運営委員会

委員長 近 壽太郎

関川村議会議長 小澤 仁 様

議会改革特別委員会の設置に関する決議

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称 議会改革特別委員会

2 設 置 の 根 拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条

3 構 成 員 5人

4 調 査 議 件 議会基本条例制定に向けた調査及び検討を行う

5 調 査 期 限 令和9年7月31日

○議長（小澤 仁君） 提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより発委案第1号を採決します。

お諮りします。議会運営委員長、近 壽太郎さんから提出されました議会改革特別委員会の設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご意義なしと認めます。

したがって、発委案第1号は可決されました。

しばらく休憩します。

午前10時54分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員の選任については、名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時56分 休 憩

午前10時59分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま休憩中に議会改革特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたのでご報告いたします。

議会改革特別委員会委員長に近 壽太郎さん、副委員長に鈴木紀夫さん。

以上のとおり報告がありました。

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前11時00分 散会